

市民税・県民税の申告と 所得税の確定申告

市役所での受け付け
は事前予約が必要

申告期間は、2月16日(水)～3月15日(火)

市民税・県民税の申告は、4年1月1日現在、市内にお住まいで、前年中に所得があった方に義務付けられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告は期間内に忘れずにお済ませください。

なお、市役所・公民館での申告書の受け付けは事前予約が必要です。



市民税・県民税の申告

■申告が必要な方

4年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方です。所得税の確定申告をした方は申告不要です。

◆給与所得者

- ①勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方(市役所への提出の有無は勤務先で確認。パート、アルバイトなどを含む)
- ②給与所得以外に所得がある方(営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下の方)

◆給与所得者以外の方

- ①所得税が課税になる所得金額に達しない営業、農業、不動産、雑(公的年金を含む)などの所得がある方
 - ②公的年金の所得者で、社会保険料、医療費などの所得控除を受ける方
- ※収入が無い方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出、国民年金保険料の免除申請、保育所の入所手続きなどに、所得の証明書が必要となる場合があります

※狭山市に住所が無い方でも、市内で事業を営んでいる方や住居を有している方は、申告が必要な場合があります(事業所課税、家屋敷課税)

ります(事業所課税、家屋敷課税)

■市役所での申告書の受け付けは2月24日(木)から

市役所会場では、パソコンを使っ

て申告書を作成しますので、事前に申告用紙を入手する必要があります。なお、医療費控除の申告をする場合は、事前に明細書を作成してください。

受付日時 2月24日(木)～3月15日(火)
9時～15時(土・日曜日を除く。ただし、2月26日の土曜日は申告を受け付けます。提出できる申告の種類は平日と同じです)

申告会場 市役所6階会議室

提出できる申告書の種類 市民税・県民税の申告、確定申告書Aの申告(令和3年分に限り、住宅ローン控除、雑損控除、暗号資産に係る収入を含む申告を除く)

※所得税の確定申告書などは、1月17日(月)から市民税課、公民館、地域交流センターで配布予定です

【感染症予防のためお願い】

- (1)咳・発熱などの症状のある方は、来場をご遠慮ください
- (2)申告会場へはフワチン接種済みの場合であっても、マスクを着用して少人数でお越しください
- (3)郵送による申告をお勧めします(申告書はホームページからダウンロードできます)

■申告には事前予約が必要

申告会場は混雑を緩和するため、事前予約制としています。事前に予約の上、会場へお越しください。なお、予約は申告日の前日までの受け付けとなります。当日予約はできません。

市民税・県民税の申告や 確定申告に必要なもの

- (1)筆記用具
- (2)マイナンバーカード(または通知カードと身分確認書類)
- (3)「確定申告のお知らせ」はがき(税務署から届いた方)
- (4)3年分の収入金額が分かる資料(源泉徴収票や支払調書など)
- (5)各種控除に必要な資料
▼3年分に支払った国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書
か、納付済額のお知らせ ▼国民年金保険料の支払い証明書
か領収書 ▼生命保険料、地震保険料などの控除証明書 ▼障害者手帳、障害者控除対象者認定書* など
- (6)医療費控除を受ける方
▼個人や病院ごとにまとめた明細書* ▼3年分の支払いに対して、保険金などで補てんされた金額(今後、支払われるものを含む)の分かるもの
- (7)所得税の還付申告をする方
▼申告者名義の預金通帳など(支店、口座番号が分かるもの)

* 21ページに関連情報あり

◆ 65歳以上の方向けに出張申告を行っています

実施日	受付会場	予約方法
2月 9日(水)	新狭山公民館	下表①か③
2月10日(木)	奥富公民館	下表①か③
2月14日(月)	水富公民館	下表①か③
2月15日(火)	柏原公民館	下表①か③
2月16日(水)	堀兼公民館	下表①か③

実施日	受付会場	予約方法
2月17日(木)	広瀬公民館	下表①か②
2月18日(金)	水野公民館	下表①か②
2月21日(月)	入曽地域交流センター	下表①か②
2月22日(火)	狭山台公民館	下表①か②

※時間は10時～15時。提出できる申告の種類は、市役所会場と同じ。申告者用の駐車場はありませんので、ご注意ください

◆ 確定申告などの受け付けは事前予約が必要です(市役所・公民館会場)

予約方法	申告会場	1月24日	1月29日	1月30日	1月31日～3月14日
①インターネット	どちらでも	1月24日(月)、8時30分から受付開始(24時間受付)			
②電話 (65歳以上を対象とする 申告会場の受付)	入曽地域交流センター、 公民館(広瀬・水野・ 狭山台)		1月29日(土)、9時から 受付開始		
③電話 (65歳以上を対象とする 申告会場の受付)	公民館(新狭山・ 奥富・水富・柏原・ 堀兼)		1月29日(土)、13時から 受付開始		
④電話	市役所6階			1月30日(日)、9時から受付開始	

電話予約受付時間:1月29日・30日は9時～17時、31日以降は9時～15時

- ◆ 給与所得者
- 次のいずれかに該当する方です。
- ①勤務先で年末調整を受けていない方(途中退職した方を含む)
 - ②2か所以上から給与の支払いを受けている方(前職分を含んで年末調整をした方を除く)
 - ③年収が2千万円を超えている方
 - ④給与所得以外の所得が20万円を超えている方
 - ⑤雑損・医療費・寄付金・住宅借入金

■ 申告が必要な方

確定申告をすることで、所得税を納付する場合と還付される場合があります。

所得税の確定申告

※予約方法・申告会場により受け付け開始日時が異なります

市役所 ☎ 2953・1111 へ
電話をかけて「申告予約コールセンターへ」とお伝えください

(2) 電話

電子申請システムの
専用フォームから入
力(24時間受付)



◆ 予約の方法(上表を参照)

①インターネット
電子申請システムの
専用フォームから入
力(24時間受付)

②電話
市役所 ☎ 2953・1111 へ
電話をかけて「申告予約コールセンターへ」とお伝えください

③インターネット
電子申請システムの
専用フォームから入
力(24時間受付)

④電話
市役所6階

- ◆ 確定申告は所沢税務署へ
- 所得税の確定申告書は、スマートフォン・パソコンから、国税庁ホームページで作成し、e-Tax(イー・タックス)が郵送で提出してください。
- 受付日時 2月16日(水)～3月15日(火)、8時30分～16時(土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月20日・27日の日曜日は申告を受け付けます)
- 提出先 所沢税務署(〒359-8601 所沢市並木1-7)
- 【問合せ】▼市民税・県民税に関する
こと市民税課へ内線1091 ▼所得税に関すること所沢税務署へ ☎ 2993・9111(音声案内に従って「0」番を選択してください)



等特別控除などを受ける方

◆ 給与所得者以外の方

①営業、農業、不動産、雑(公的年金を含む)などの所得が所得控除を超えている方

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、ほかの所得の金額が20万円以下の場合、確定申告書を提出しなくてもよいことになっています。ただし、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方には適用されません

②土地、建物、株式、先物取引などの分離所得がある方